

【資料3：参考】

令和5年11月10日（金）
第3回佐倉市子育て支援推進委員会

こどもに関する取組で国が大事にすること ～こども大綱（たいこう）に向けて～

今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等
～こども大綱の策定に向けて～（中間整理）（やさしい版）

令和5年9月
こども家庭審議会

「こども大綱」って何ですか？

——国がこども施策※を進めるときに、大事にすることや必要なことを書いています。これから国がおこなうこどものための取組は、「こども大綱」に沿って進んでいきます。

※こどもに関する取組のこと。おとなになるまでの心や体の成長をサポートすることや、子育てをする人たちへのサポートをすることなどがあります。



なぜこども大綱をつくるのですか？

——すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができる社会を目指して、「こども基本法」という法律ができました。そして、こども施策をしっかり進めていくため、「こども大綱」をつくることになりました。

こども大綱により、すべてのこども・若者が健やかに成長でき、まわりの人とよい関係で、将来にわたって幸せに生活できる、「こどもまんなか社会」を目指していきます。



こども
若者が

「こどもまんなか社会」をもっとくわしくいうと・・・

健やかに成長
できる

自分らしくいられる

遊んだり学んだり
できる

何をするか自由
にえらべる

意見を持てる・
意見を言える

困ったら助けて
もらえる

心や体を傷つけられたり
差別されたりしない

おとなになるのが
楽しみ

お金の心配がない

仕事をがんばりながら
趣味などの時間も持てる

安心して結婚や
子育てができる

自分もこどもも幸せ

若い
世代が



ひとりひとりが大切にされ、
自分らしく生きられ、
健やかに育っていける社会に



こども・若者はもちろん、
社会全体が幸せになる

こども施策を進めていくときにどんなことを大切にしますか？

——次の6つのことを大切にします。

①こども・若者は、ひとりの人間であり、生まれながらに権利をもち（権利の主体）、ひとりひとりの違いを尊重され、その権利を保障されます。こどもの権利を尊重しながら、こども・若者の今と未来にとってもっとも良いことを一緒に考えます。

②こども・若者、子育てをしている人がどのような状況にあり、どのように考えているかを大切にします。また、その意見をきき、話し合いながら、一緒に考えていきます。

③こども・若者の成長に合わせて、おとなになるまでずっと支えます。

④こども・若者がより良い環境で成長することができ、自分は大切な存在であると感じながら成長できるようにします。また、困っている人にはその人に合ったサポートをします。

⑤若者がお金に困ることなく安定した生活を送れるようにし、結婚や子育てをしたい人はすることができるよう、社会全体で支えます。

⑥国や地方自治体、地域でこども・若者にかかわる人たちがみんなで協力します。

どんな取組をするのですか？

すべての年齢のこども・若者のための取組

- ・こども・若者が権利の主体であることを、こども・若者自身やおとなに広く知らせる。
- ・いろいろな遊びや体験活動ができるようにする。
- ・性別にかかわらず様々な分野で活躍できるようにする。
- ・性や妊娠に関して正しく知ることができるようにする。
- ・難病をかかえるこども・若者を支援する。
- ・貧困な状況に生まれ育っても、夢に挑戦できるよう、教育や生活などを支援する。
- ・障害のあるこども・若者もいっしょに活動できるようにし、地域での支援も強化する。
- ・子育てに悩んでいる保護者を支援するなどして、虐待を防ぐ。
- ・施設や里親のところで生活するこどもの声をきき、おとなになるまでサポートする。
- ・ふだんから家族の世話などを行っているヤングケアラーを見つけ、支援を受けられるようにする。
- ・SOSの出し方や受け止め方を伝えたり、悩んでいるこども・若者が相談しやすい環境をつくったりして、自殺を防ぐ。
- ・インターネットを使うときの注意や、犯罪や災害・事故などから身を守る方法を教えて、安全に安心して過ごせるようにする。 など





小学校に入るまで（6才くらいまで）のこどものための取組

- ・お母さんの妊娠前からおなかの中にいるとき、また生まれて、育っていくときに、お母さんもこどもも元気でいられるよう、お医者さんに相談したり検査を受けたりできるようにする。
- ・こどもの心や体の状況や、こどもの周りの環境を考えながら、こどもの成長にとって大切な遊びを充実させるなど、生まれる前から6才くらいまでの育ちをひとしく、切れ目なく守る。
など



学童期・思春期（6～18才くらい）のこどものための取組

- ・学校を、もっと安心して過ごし、学ぶことができる場所にする。
- ・ありのままでいられ、いろいろな人といっしょに勉強や体験をしながら、安全に安心して過ごせる「居場所」をふやす。
- ・いつでも病院でみてもらえるようにしたり、自分の体や心について正しく知ることができるようにし、悩みを相談しやすくしたりする。
- ・18才で成人する前に、社会で生きていくために必要な知識を身につけられるようにする。
- ・道徳やホームルームなども使っていじめを防ぐほか、いじめを早く見つけたり、相談しやすくしたり、調査したりする。
- ・不登校の場合にも教育を受けられる体制を整える。
- ・高校での指導・相談体制を充実させて中退を予防し、中退した場合にも仕事や勉強についてサポートする。
など



青年期（18才くらいから）の若者のための取組

- お金を理由に自分のやりたいことを諦めることがないように、大学などに進学するための支援を行う。
- 自分に合う仕事を見つけ、経験をつんでいけるように支援する。また、給料が上がるようにしたり、働きやすいようにしたりする。
- 結婚したい人が結婚できるよう、地方自治体などが出会いの場をつくることへの支援や、結婚したときの新生活への支援を行う。 など



子育てをしている人のための取組

- 子育てや教育にかかるお金の負担が少なくなるようにする。
- 地域の中に、子育てを手伝ってくれる場所をふやす。
- 保護者がともに協力して仕事と子育てをできるように、働き方を変えるとともに、男性がもっと家事や育児をするようによびかける。
- ひとりで子育てしている家庭に、必要な支援を行う。 など



こども施策を進めていく上で大事なことは何ですか？

——まず、こども・若者とおとなと一緒に社会をつくること（社会参画）、こども・若者も社会の一員として声をあげることができ、その声が社会に活かされること（意見反映）がとても大事です。

みなさんがこども・若者に対する取組の当事者です。

みなさんが声をあげることにより、こどもや若者をとりまく状況や必要としていることが、より多くのおとなに伝わります。それによって、こども・若者に対する取組がより良くなっていきます。ぜひみなさんの声を聴かせてください！



こども・若者の社会参画・意見反映のための取組

- ・国がこども施策を考えると、『こども若者★いけんぷらす』で意見をきいたり、会議のメンバーに入ってもらったりして、こどもや若者にも参加してもらう。
- ・地方自治体がこどもに関する取組を行うときにも、こども・若者の社会参画や意見反映が進むよう、こども・若者から意見を引き出す技術を持った人が参加するようにしたり、マニュアルやよい取組の例をお知らせしたりする。
- ・こども・若者が普段から意見を言いやすい雰囲気をつくる。こども・若者向けに、こどもに関する取組についていろいろな方法でお知らせする。
- ・小さいこどもも含めて、意見を言いにくいこども・若者も、安心して意見が言えるよう、いろいろな方法を考える。
- ・こども・若者から意見を引き出す技術を持った人をふやす。
- ・こども・若者が中心となって活動しているグループと協力し、また、その活動を応援する。
- ・どのようにしたらこども・若者の社会参画や意見反映が進むかを調べる。

など

——こども施策を進めるための、しっかりとした仕組みや体制も重要です。

仕組みや体制を整える取組

- ・取組を考えるときから、取組が行われた後にチェックをし、その結果を公表するまで、エビデンス（取組のもととなるデータ）に基づいて取組を考え、評価し、よりよくしていく。
- ・こども・若者や子育てを応援する人をふやし、そのような人たちがもっと協力できるようにする。
- ・情報や支援が必要な人にとどくように、SNSなども使ってお知らせしたり、手続をやすくしたりする。
- ・こども・若者や子育てをしている人が、支援を受けやすくなったり、困ったときに気付いてもらいやすくなったりするよう、みんなに呼びかける。
- ・こども大綱に基づいてどんな取組をするか、よりくわしい内容をまとめた計画をつくり、毎年見直す。こども大綱についても、5年後くらいに見直す。
- ・若者も参加している「こども家庭審議会」で、内閣総理大臣などに意見を言ったり、こども大綱に基づいてしっかり取組が行われているか議論したりする。
- ・こども大綱に基づいて、いつまでにどのような目標を達成するのか決める。それぞれの取組がどれくらい進んでいるのかということや、こども・若者がどんな状況にあるのかということを確認するために、どんなデータを使うのかも決める。
- ・こども施策をどのように進めていくかについて、地方自治体が、こども大綱をもとに「こども計画」をつくるのを支援する。こどもに関する取組をよりよく進めるため、地方自治体と協力する。
- ・ほかの国ではこども・若者についてどのような議論が行われているかを確認し、国際機関（国際連合などいくつかの国の集まり）などと協力する。
- ・こども施策を進めるために必要なお金について、しっかり準備する。

など